

議案第 75 号

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市コミュニティセンター設置及び管理条例（平成 17 年三次市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

甲奴コミュニティセンター	三次市甲奴町西野 7 4 番地	甲奴町甲奴 本郷 西野 梶田 福田 小童（高山地区） 宇賀（高山地区）
--------------	-----------------	-------------------------------------

」を

「

カーター通りコミュニティセンター	三次市甲奴町本郷 2 1 0 8 番地	甲奴町本郷 西野
------------------	---------------------	----------

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(三次市カーター通り駅設置及び管理条例の廃止)

2 三次市カーター通り駅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第39号）は、廃止する。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行日前においても、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三次市条例第299号）の規定により行うことができる。